

総務委員会報告資料

令和3年11月10日

報告事項件名	頁
1 足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準等の改正及び 今後の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 旧千寿第五小学校用地活用事業に係る進捗状況について・・・・・・・・	6

(総務部)

総務委員会報告資料

令和3年11月10日

件名	足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準等の改正及び今後の対応について						
所管部課名	総務部 契約課						
内容	<p>区内事業者に対する、「足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準」及び「足立区区内事業者認定基準による実態調査運用方針」の改正を行った。区内事業者を入札参加資格要件とする入札については、令和3年11月1日より、新たな区内事業者認定基準により区内事業者としての認定を受けた者を対象に競争入札を実施していく。</p>						
	<p>1 対象事業者数 834者（令和3年9月1日付登録区内事業者）</p> <p>(1) 工事関係登録事業者378者</p> <p>(2) 物品関係登録事業者456者</p>						
	<p>2 区内事業者認定基準の改正理由及び改正内容の概要</p> <table border="1" data-bbox="416 972 1425 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 972 778 1021">問題点</th> <th data-bbox="783 972 1425 1021">改善点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1028 778 1742"> <p>届け出制であったことから、申請時の審査手続等が不十分だった。</p> </td> <td data-bbox="783 1028 1425 1742"> <p>ア 届け出制から認定制に変更。</p> <p>イ 認定要件の明確化及び認定通知書の発行（認定期間1年8か月以内）を含む認定手続等を定めた。</p> <p>ウ 効果的な実態調査の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区区内事業者認定基準による実態調査運用方針を定め、認定要件に疑義があるときや、新規認定事業者等に実施する。 ・ 原則として事前に連絡せずに行うものとする。 <p>エ 添付書類をより明確化し実態を把握する。</p> <p>【次ページの3（1）区内事業者認定基準の改正（主な改善点）を参照】</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1749 778 2029"> <p>入札公告への記載も行われていなかったため、区内事業者としての正式な届出等が行われていなくても入札に参加することが可能だった。</p> </td> <td data-bbox="783 1749 1425 2029"> <p>事業者認定基準により区内事業者として認定された者であることを入札公告の入札参加資格要件に記載する。</p> <p>【4ページの3（2）入札公告の改正を参照】</p> </td> </tr> </tbody> </table>		問題点	改善点	<p>届け出制であったことから、申請時の審査手続等が不十分だった。</p>	<p>ア 届け出制から認定制に変更。</p> <p>イ 認定要件の明確化及び認定通知書の発行（認定期間1年8か月以内）を含む認定手続等を定めた。</p> <p>ウ 効果的な実態調査の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区区内事業者認定基準による実態調査運用方針を定め、認定要件に疑義があるときや、新規認定事業者等に実施する。 ・ 原則として事前に連絡せずに行うものとする。 <p>エ 添付書類をより明確化し実態を把握する。</p> <p>【次ページの3（1）区内事業者認定基準の改正（主な改善点）を参照】</p>	<p>入札公告への記載も行われていなかったため、区内事業者としての正式な届出等が行われていなくても入札に参加することが可能だった。</p>
問題点	改善点						
<p>届け出制であったことから、申請時の審査手続等が不十分だった。</p>	<p>ア 届け出制から認定制に変更。</p> <p>イ 認定要件の明確化及び認定通知書の発行（認定期間1年8か月以内）を含む認定手続等を定めた。</p> <p>ウ 効果的な実態調査の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区区内事業者認定基準による実態調査運用方針を定め、認定要件に疑義があるときや、新規認定事業者等に実施する。 ・ 原則として事前に連絡せずに行うものとする。 <p>エ 添付書類をより明確化し実態を把握する。</p> <p>【次ページの3（1）区内事業者認定基準の改正（主な改善点）を参照】</p>						
<p>入札公告への記載も行われていなかったため、区内事業者としての正式な届出等が行われていなくても入札に参加することが可能だった。</p>	<p>事業者認定基準により区内事業者として認定された者であることを入札公告の入札参加資格要件に記載する。</p> <p>【4ページの3（2）入札公告の改正を参照】</p>						

3 具体的改正内容

(1) 区内事業者認定基準の改正（主な改善点）

ア 届け出制から認定制に変更

改正前	改正後
<p>第3条 事業者は、区内事業者としての認定を受けるため、足立区に対して各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p>	<p>第3条 区内事業者としての認定を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を区に提出しなければならない。</p> <p>第5条 区は、<u>事業者から第3条による届出を受けたときは、速やかに区内事業者か否かの審査手続きを行わなければならない。</u></p> <p>2 本審査は、届出書類を確認することにより行い、<u>前条に定める要件が満たされると認められたときに限り、当該事業者を区内事業者として認定するものとする。</u></p>

イ 認定期間の明記された認定通知書等の送付

改正前	改正後
<p>規定なし</p>	<p>第5条 4 区は、当該事業者について、区内事業者としての認定又は不認定の決定を行ったときは、<u>通知書により、本店又は支店の代表者あてに通知しなければならない。</u></p> <p>5 区内事業者として認定する期間は、<u>1年8か月以内とし、区が定めるものとする。</u>（認定期間は、認定通知書に明記される）</p>

ウ 効果的な実態調査の実施

改正前	改正後
<p>第4条 区は、必要に応じて、区内事業者の認定を受けた事業者の実態調査を実施することができる。</p>	<p>第5条 3 <u>認定を申請した事業者が（区内事業者の）要件を満たすことに疑義があるときその他必要があると認められるときは、区は実態調査を行うものとする。</u></p>

エ 事業所の実態の的確な把握のため、届出時の添付書類を拡充

改正前	改正後
届出提出時の添付書類 ①営業所等確認写真 ・本店・支店等の営業所等の外見の写真（看板等を入れる）：1枚 ・本店・支店等の営業所等の内部の写真：1枚 ②支店等の場合：家屋賃貸借契約書等の写し等 ③規定なし	届出提出時の添付書類 ①営業所等の確認写真 ・建物の全景、外観： <u>1枚以上</u> ・事務所の入口（商号等を掲示している）： <u>1枚以上</u> ・事務所の内部（概要が確認できるよう、様々な方向から写したもの、ブラインド、カーテン等は開放状態で写す）： <u>2枚以上</u> ②営業所等の所有権又は賃借権を事業者が有することを確認できる書類 ※自社所有の場合は登記事項証明書等の写し、賃借の場合は、家屋賃貸借契約書等の写し ③ <u>公共料金（電気、ガス、水道、電話、通信等）に係る請求書、領収書等の写し（原則、申請時の直近3か月以内のもの1通以上）</u>

(2) 入札公告の改正

ア 入札公告における入札参加資格要件の記述内容の変更
事業者認定基準により区内事業者として認定された者であることを入札公告の入札参加資格要件に記載する。

改正前（本店の例）	改正後（本店の例）
「建設業法上の営業許可を受けている、足立区にある本店で申込みを行うこと。」	「 <u>足立区区内事業者認定基準の定めるところにより、区内本店事業者として認定された者であること。</u> 」

4 施行年月日

令和3年11月1日

5 スケジュール

9月30日	区内工事関係登録事業者（378者）へ通知発送
10月18日	工事関係事業者届出等未提出者への催促実施
10月19日	区内物品関係登録事業者（456者）へ通知発送
11月1日	新基準での制度運用実施

	<p>6 提出状況</p> <p>(1) 工事関係登録事業者</p> <p>ア 通知時点で135者が10月末までに届出等の提出を要していたが、通知により10月29日段階で、124者の提出を確認した。未提出者には提出催促を実施。</p> <p>(2) 物品関係登録事業者</p> <p>ア 通知時点で408者の届出等の提出を要していた。11月末までの届出提出を依頼。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>区HPや電子調達サービスのお知らせ情報等、あらゆる手段を活用し、事業者へ基準改正の周知徹底を図る。</p> <p>令和3年11月の基準改正後も、区内事業者に対して、制度改正について丁寧な説明を続けることで、周知徹底を図り、適正な制度運用を進めていく。</p>

総務委員会報告資料

令和3年11月10日

件名	旧千寿第五小学校用地活用事業に係る進捗状況について
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、総合防災対策室 災害対策課 施設営繕部 東部地区建設課
内容	<p>1 跡地利用・解体工事説明会の実施結果について</p> <p>(1) 開催日及び参加者数 第1回 令和3年 9月30日(木) 38名参加 第2回 令和3年10月 2日(土) 34名参加 合計72名</p> <p>(2) 説明会内容 ア 跡地利用に向けた事業者からの説明 ・ 不登校特例校(中学校)及び通信制高等学校 ・ 児童発達支援センター ※ 避難所機能に関する説明も含む ※ 中高層の建築物による影響(日影等)について、近隣住民に向けた説明会も兼ねる。</p> <p>イ 解体工事に向けた区からの説明</p> <p>(3) 開催場所 足立小学校体育館(両日)</p> <p>※ 説明会の様子</p> 

(4) 主な質疑について

ア 跡地利用

Q 1 新設する中学校・高校の特色について

A 中学校は不登校特例校、高校は通信制高校である。

Q 2 日影の範囲や学校からの騒音について

A 日影については、建物が南側に建つため、北側の日当りは今より良くなる。騒音については、健全な学校運営となると、ある程度の影響はあるが、一般の学校と比べると軽度なものである。

Q 3 境界線にあるブロック塀の建て替えについて

A 調査を実施して必要であれば建て替えを検討する。

Q 4 7階に避難スペース、1階に防災備蓄倉庫が配置されていることについて

A 水害は事前に予測して対策できるが、地震は事前の予測ができず、移動等が困難となる。防災備蓄倉庫を1階に配置することで様々な対応が可能となる。なお、水害時は事前にエレベーターで7階まで備蓄品を運搬する想定である。

Q 5 避難所スペースの収容人数について

A 避難スペースの基準は、コロナ禍では一人あたり4㎡、コロナ終息後の一般的な基準では1.65㎡となる。現時点では全体の収容人数は申し上げられないが、避難スペースが不足する場合は、教室や廊下等の開放も検討する。

イ 解体工事

Q 1 解体工事に伴う振動の程度について

A 振動レベルで75デシベル(震度2~3相当)と考えており、瞬間的にある程度は発生する。極力軽減できるよう努力する。

Q 2 解体工事の土日祝日での作業について

A 土日祝日の工事は原則実施しない。事務作業や書類整理等で現場へ立ち入る場合がある。

Q 3 家屋調査の内容について

A 可能であれば部屋内の壁等を写真で撮影し、記録を残して精査する予定のため、ご協力をお願いしたい。

2 旧千寿第五小学校跡地の一部校庭開放について

令和3年10月2日（土）の説明会開催後に、校舎解体工事の着工を前に一部校庭を開放し、記念写真等が撮れる時間を設けた。

- (1) 開放日時 令和3年10月2日（土）午後1時～4時まで
- (2) 来場者数 269名

※ 校庭開放の様子



3 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年12月 上旬 事業者との基本協定締結
- 令和4年 3月 上旬 事業者との一般定期借地権設定契約締結
- 中旬～ 解体工事後の家屋調査を実施
- 4月 事業者へ土地貸付
- 事業者による工事説明会
- 令和6年 4月 不登校特例校（中学校）及び通信制高等学校の開校
- 令和7年 4月 児童発達支援センターの事業開始

問題点
今後の方針

令和4年4月頃の事業者への土地貸付及びその後の活用に向けて、地域や議会の理解が得られるよう丁寧な対応に努めていく。
また、解体工事については、振動等を極力軽減し、周辺住民に十分配慮して進めていく。